

道北知的障がい児・者家族会 規約

(名称)

第1条 本会は、道北知的障がい児・者家族会と称する。

(目的)

第2条 本会は、道北地区における知的障がい児・者の家族、家族会、保護者会等の相互の連携を図り、知的障がい児・者とその家族の幸福を追求するとともに、知的障がい児・者が人として有する権利を守るため、福祉施策等の充実と改善を求め、知的障がい児・者の権利を損なうことのないよう活動することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、宗谷、留萌、上川管内の知的障がい児・者の施設および事業所などの家族会、保護者会および父母の会等として参加する団体(以下「会員団体」という。)で構成する。

(賛助会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する団体および個人は、賛助会員となり、オブザーバー参加することができる。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 知的障がい児・者福祉の施策および制度を充実・改善するための事業。
- (2) 全国知的障害者施設家族会連合会および北海道知的障がい家族会連合会との連携と情報交換。
- (3) 諸情勢課題への理解を深める目的での研修会開催および会報等による情報発信。
- (4) 会員団体相互の親睦交流と協力支援および本会未加入団体への加入招請。
- (5) その他、目的を達成するために総会および役員会で必要と認められた事業。

(財政)

第6条 本会の事業活動経費等の財源は、会費および寄付金その他の収入をもって充てる。

- (1) 会員団体の年会費は、平等割り(定額)の金額10,000円および会員団体実会員数(毎年4月1日の数)に120円を乗じた金額の合算額(四捨五入して千円単位)とする。
 - (2) 賛助会員の年会費は、一口1,000円とする。(任意の口数とする)
 - (3) 会費は、毎年度7月末までに一括納入する。入会時の会費は月割金額とする。
2. 事業活動に要する旅費等の支給額および支給基準等の詳細は別途定めるものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会 計 1名
 - (5) 幹 事 若干名
 - (6) 監 査 2名
2. 本会に、会長の指名により、顧問および相談役を置くことができる。

(任務)

第8条 本会の役員は、次の任務を担う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の任務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の総務的会務の執行にあたり、会務運営の円滑な推進を司る。
- (4) 会計は、本会の経理的会務の執行にあたる。
- (5) 幹事は、本会の事業活動にかかる会務を分掌し、その執行にあたる。
- (6) 監査は、本会の会計収支および事業活動について監査し、結果を総会で報告する。

(選任)

第9条 本会の役員は、総会において選任する。ただし、幹事は、会長より委嘱する。

2. 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。欠員等により途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間までとする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および役員会とし、事業活動および運営等について審議する。

- (1) 総会は、最高議決機関として、全会員団体により構成する。総会は、会長が招集し、定期総会を年1回開催する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2) 総会は、会員団体の過半数以上の出席(委任状の提出を含む)をもって成立する。会員団体は、各1票の議決権を有する。
- (3) 総会には、賛助会員及び利用者家族等も出席できる。ただし、議決権は有しない。
- (4) 総会議事は、出席会員団体の中から議長を選出して審議を行う。議決は、出席会員団体の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- (5) 役員会は、必要の都度、会長が招集し、会長が議長となって審議を行う。

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため、事務局および会計を、役員所属の会員団体の施設とは関わりなく、置くことができる。本会は、当該協力施設に対して、会務処理に要した必要経費等を支弁することができるものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改廃)

第13条 本会の規約の改廃は、総会の議決を要する。

(附則)この規約は、平成19年12月16日から施行する。ただし、平成19年度の役員任期は、平成20年度の総会までとする。(新規制定)

(附則)この規約の一部を改定し、平成20年5月11日から適用する。(一部改定)

(附則)この規約の一部を改定し、平成21年5月9日から適用する。(一部改定)

(附則)この規約の一部を改定し、平成22年5月23日から適用する。(一部改定)

(附則)この規約の一部を改定し、平成24年5月13日から適用する。(一部改定)

(附則)この規約の一部を改定し、令和元年5月19日から適用する。(会費、役員、事務局等改定)

(附則)この規約の一部を改定し、令和5年6月18日から適用する。(会費計算、副会長定数改定)